

公立鳥取環境大学転学部・転学科に関する規程

平成24年4月1日
鳥取環境大学規程第73号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立鳥取環境大学学則第43条の規定に基づき、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）学生の転学部・転学科の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(転学部・転学科の手続等)

第2条 他の学部・学科に転学部・転学科を志願する者があるときは、原則として志願する転学部・転学科先に欠員のある場合に限り、学長はこれを許可することができる。

(転学部・転学科願)

第3条 転学部・転学科を志願する者は、本人及び保証人の転学部・転学科願（様式第1号）を学長に提出しなければならない。

(転学部・転学科の時期)

第4条 転学部・転学科の時期は、入学後1年を経過した後以降の学年の始めとする。

(転学部・転学科の許可)

第5条 転学部・転学科は、教授会の議を経て、学長が許可する。

2 転学部・転学科を許可した者には、転学部・転学科許可書（様式第2号）を交付する。

(転学部・転学科前に修得した授業科目及び単位の取扱い等)

第6条 転学部・転学科の許可を受けた者が転学部・転学科前に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第32号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

転学部・転学科願

公立鳥取環境大学学長

様

学部

学科

学籍番号

氏名

年 月 日生

私は、下記の理由により 年 月 日付けで
したいのでご許可くださるようお願いします。

学部

学科へ転学

記

理由

年 月 日

本人氏名

㊟

保証人氏名

㊟

許可書送付先 〒 -

様式第2号(第5条関係)

転学部・転学科許可書

学部 学科
学籍番号
氏名

上記の者、願い出により 年 月 日付けで 学部 学科への
転学を許可します。

年 月 日

公立鳥取環境大学学長